

平成22年4月8日
四国地方整備局

油濁防止緊急措置手引書立入検査の実施 ～ 原油流出事故に対する現場確認 ～

標記について、下記のとおり実施しましたのでお知らせします。

記

- 実 施 日 : 平成22年4月8日(木)
- 場 所 : 愛媛県 菊間町 日本地下石油備蓄(株)菊間事業所内
(菊間国家石油備蓄基地)
- 検 査 内 容 : 4月6日に発生した菊間国家石油備蓄基地の原油流出事故を受け、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」第48条7項に基づく立入検査を実施し、手引書審査・事故現場確認を行った。
- 検 査 職 員 : 四国地方整備局、今治海上保安部
- 業 務 概 要 : 別紙のとおり
- 検 査 結 果 : 手引書の備え置きは、これまでの周知指導により適正に実施されており、今回の事故による海洋流出防止に寄与していることが確認された。



< 問い合わせ先 >

国土交通省 四国地方整備局
港湾空港部 港湾保安対策室

港湾危機管理官

ひかさ ひとし
日笠 一志

TEL 087-811-8327

FAX 087-851-8144

油濁防止・有害液体汚染防止緊急措置手引書に係る業務の概要

油濁防止緊急措置手引書及び有害液体汚染防止緊急措置手引書（以下、「手引書」という。）に関する業務とは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下、「法」という。）に基づき、一定量以上の油又は有害液体物質を取り扱う施設の設置者又は管理者に対して義務づけられている手引書の作成と備え置き若しくは掲示について、適正に実施されるよう指導、監督を行うものである。

（１）油及び有害液体物質の定義

油及び有害液体物質の定義概要は次のとおりで、船舶によりばら積みの液体物質として輸送され、海洋施設その他海洋に物が流出するおそれのある場所にある施設において管理されるもの等である。

○油

原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、アスファルト等

○有害液体物質

硫酸、キシレン、ベンゼン等(H2O. 8. 12現在で745種類)

（２）対象となる事業者

１）船舶から陸揚げし、又は船舶に積載する油又は有害液体物質で

500キロリットル以上のものを保管することができる施設の設置者

２）総トン数150トン以上であって、貨物として油又は有害液体物質を

積載しているものを係留することができる係留施設の管理者